

## 山口市女性相談支援員設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。)第11条第2項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第4条の規定に基づく、女性相談支援員(以下「相談支援員」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 相談支援員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (職務)

第3条 相談支援員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 困難女性支援法第2条に規定する困難な問題を抱える女性の発見、相談及び指導等に関すること。
- (2) DV防止法第1条第2項に規定する被害者の相談及び指導等に関すること。
- (3) 関係機関との連携及び連絡調整に関すること。
- (4) 業務を処理するために必要な知識・技能等の修得に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (任用)

第4条 相談支援員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が任用する。

- (1) 職務の遂行に必要な能力及び専門的な知識経験を有していること。
- (2) 心身共に健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行できること。

2 相談支援員の任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

### (服務規律)

第5条 相談支援員は、その職務の遂行にあたって、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ男女共同参画センター所長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 相談支援員は、職務上知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。